

新潟市芸術創造村・国際青少年センターの青少年団体の登録等に関する要項

(目的)

第1条 この基準は、新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例（平成29年新潟市条例第24号。以下「条例」という。）及び新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料徴収規則（平成29年新潟市規則第59号。以下「規則」という。）に定める「青少年の健全な育成に関する活動を行っている」と市長が認める団体（以下「青少年団体」という。）について必要な事項を定め、もって青少年の健全育成及び社会教育の振興に資することを目的とする。

(要件)

第2条 青少年団体とは、次の各号の全ての要件を満たしている団体とする。

- (1) 青少年の健全育成を目的に公益性のある活動を教育活動の観点から行っている団体であること
- (2) 会員は5名以上で、代表者を定めて組織として活動していること
- (3) 市内に事務所を有していること
- (4) 一の団体において会を構成する市内に居住し、在勤し、又は在学する会員の割合は50%以上であること
- (5) 一の団体において会を構成する青少年（概ね22歳以下）の割合は50%以上であること
- (6) 市内全域に居住する青少年を対象として会員を募集していること又は市内全域に居住する青少年を対象とした青少年健全育成に資する事業を実施していること。
- (7) 団体の規約、会則又はこれらに準ずるものを有し、自主運営がなされていること
- (8) 団体運営が、会員の会費によってなされており、経理管理者が収支予算書及び収支決算書を作成し、会員に公表していること

(9) 1年以上の活動実績があり、今後も継続した活動が見込まれること

(10) 登録の有効期間内に、別表に定める基準点の合計が3点以上となる活動（以下、「協力活動」という。）を実施すること。なお、1回あたりの協力活動の参加人数は5名以上とし、同一の活動を複数回実施してもよいものとする。

(11) 政治活動、宗教活動又は営利活動を行わない団体であること

(登録等)

第3条 青少年団体の登録を受けようとする団体は、別記様式第1号による青少年団体登録申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 会員名簿

(2) 団体の規約、会則又はこれらに準ずるもの

(3) 直近の収支予算書及び収支決算書

(4) 直近の事業計画書及び事業報告書

(5) 市内全域に居住する青少年を対象として会員を募集していること又は市内全域に居住する青少年を対象として青少年健全育成に資する事業を実施していることがわかる資料

(6) その他市長が必要とする書類

2 市長は、青少年団体登録申請書が提出された場合において、青少年団体登録をしたときは、別記様式第2号による青少年団体登録通知書を交付するものとする。

3 青少年団体登録申請書の内容に変更が生じた場合は、別記様式第3号により速やかに市長に届け出るものとする。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、登録する日にかかわらず、当該年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第5条 登録された団体は、有効期間満了の日後も引き続き登録を継続したい場合は、登

録の更新を行わなければならない。

- 2 前項の登録の更新を受けようとする団体は、登録の有効期間の満了の日前30日から当該有効期間の満了の日前10日までの間に、別記様式第1号による青少年団体登録申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 直近の収支予算書及び収支決算書
- (3) 直近の事業計画書及び事業報告書
- (4) 登録期間中に協力活動を実施したことがわかる資料
- (5) その他市長が必要とする書類

- 3 市長は、前2項に規定する手続きにより青少年団体の登録を更新したときは、別記様式第2号による青少年団体登録通知書を交付するものとする。

(登録の取り消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この基準の規定による登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき
- (2) 不正の手段により第3条第1項の登録をうけたとき
- (3) 別記様式第4号による登録取り消しの届け出があったとき

(登録の停止)

第7条 市長は、前条各号に該当する場合において、青少年団体に斟酌すべき特段の事情があるときは、登録の取消しに替えて、登録の有効期間を超えない期間を定め登録の効力を停止することができる。

(情報提供)

第8条 市長は、登録された団体にかかる第3条から第6条に定める申請等の内容について、新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者へ情報提供するものとする。

(予約可能な区分)

第9条 青少年団体が条例第3条第1号から第14号までに掲げる施設を利用しようとする場合は、一の団体が1月に予約可能な区分は、条例第11条別表に定める区分の16区分までとする。

附則

(施行期日)

この要項は、平成29年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要項は、令和2年8月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の際、現に第3条に定める登録を受けている団体の有効期間については令和3年3月31日までとし、その期間中は、旧要項第2条の規定はこの要項施行後でもなお効力を有するものとする。

別表（第 2 条関係）

協力活動の内容		基準点
1	新潟市芸術創造村・国際青少年センターの維持管理業務の補助	1 点
2	新潟市青少年育成団体連絡会議が主催する行事への参加	2 点
3	新潟市芸術創造村・国際青少年センターが主催する事業の運営協力	2 点
4	新潟市芸術創造村・国際青少年センターを主会場とした会員以外かつ市内全域に居住する青少年が広く参加可能な体験活動事業の主催実施	3 点
5	その他、市長が認める活動	協議による

新潟市芸術創造村・国際青少年センター青少年団体登録申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

下記のとおり新潟市芸術創造村・国際青少年センターの青少年団体の登録をしたいので申し込みます。

フリガナ					
団 体 名					
フリガナ					
代表者名					
住 所		〒 —		電話	
連絡者	フリガナ				
	氏 名				
	住 所	〒 —			
	連絡先	電話			
		FAX			
E-mail					
会の目的					
主な利用内容					
会員数	年齢	市民	市内在勤在学	その他	計
	22歳以下	人	人	人	人
	23歳以上	人	人	人	人
	計	人	人	人	人
会費		入会金 円		年会費・月会費 円	
		主な使途：			
実施予定の 協力活動の内容 (合計3点以上)		☐ 新潟市芸術創造村・国際青少年センター維持管理業務補助			1点× 回
		☐ 新潟市青少年育成団体連絡会議主催行事参加			2点
		☐ 新潟市芸術創造村・国際青少年センター主催事業の運営協力			2点× 回
		☐ 新潟市芸術創造村・国際青少年センターでの市内居住の青少年が広く参加可能な体験活動事業の主催実施			3点
添付書類	【新規登録時】			【登録更新時】	
	☐ 会員名簿 ☐ 団体の規約、会則又はこれらに準ずるもの ☐ 直近の収支予算書及び収支決算書 ☐ 直近の事業計画書及び事業報告書 ☐ 市内全域に居住する青少年を対象として会員を募集していること又は市内全域に居住する青少年を対象として青少年健全育成に資する事業を実施していることがわかる資料 ☐ その他市長が必要とする書類			☐ 会員名簿 ☐ 直近の収支予算書及び収支決算書 ☐ 直近の事業計画書及び事業報告書 ☐ 登録期間中に協力活動を実施したことがわかる資料 ☐ その他市長が必要とする書類	

青少年団体登録通知書

年 月 日

様

新潟市長

貴団体を芸術創造村・国際青少年センターの青少年団体として登録しましたので通知します。

団体名

有効期間

青少年団体登録変更届

年 月 日

新潟市長 様

団体名
代表者名

下記のとおり、登録内容の変更を届け出ます。

記

1. 変更内容

変更前	
変更後	

2. 変更期日

年 月 日

青少年団体登録取消届

年 月 日

新潟市長 様

団体名
代表者名

下記のとおり、登録の取り消しを届け出ます。

記

1. 取消事由

2. 取消期日

年 月 日